

被保険者・被扶養者の皆様へ

大同特殊鋼健康保険組合

令和4年度 「健康保険 被扶養者資格確認調査」実施のご案内

日頃は大同特殊鋼健康保険組合の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびご案内する「被扶養者資格確認調査」は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知・指導により、毎年実施することとなっております。すでに被扶養者として認定されている方が引き続きその資格を満たしているかどうかを確認するもので、当健康保険組合の健全な運営のために必要不可欠な調査となりますので、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

この調査にあたり、今年度から回答方法を変更いたしました。大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉に導入した「MY HEALTH WEB」上の専用サイトで、簡単にご回答いただけます（PC・スマートフォン・タブレット端末対応）。

なお、本調査につきましては「株式会社 法研」へ委託しており、当健康保険組合ではお問い合わせに対応しておりません。各種お問い合わせは「当健康保険組合専用 法研コールセンター」までお願いいたします。

「令和4年度 被扶養者資格確認調査」の概要

調査対象者 令和4年6月5日時点加入の被保険者（海外勤務者を含む）の
令和4年7月1日時点の被扶養者

令和4年12月1日までに後期高齢者（75歳）になる方および
令和4年6月5日時点の任意継続保険者の世帯を除く。

調査開始 令和4年8月9日（火）14時30分 **専用サイトオープン!**

回答期限 令和4年9月30日（金）23時59分 **専用サイトクローズ!**

回答方法 大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉
「MY HEALTH WEB」の専用サイトから
設問に回答し、必要書類をアップロードする

詳しい手順は中面をご覧ください→

資格確認の結果は
専用サイトから!
令和4年10月以降、いつでも
確認できますよ

審査結果（減員） 次の場合、大同健保の被扶養者から以下の日付で削除
（「削除証明書」の通知が届かない方は被扶養者として認定継続）

- 期日までに回答がない場合* …… 令和4年10月1日付で削除
- 認定資格を満たしていない場合 …… 令和4年12月1日付で削除
- 再調査依頼に対して提出がない場合 …… 令和4年12月1日付で削除
- 就職等で、すでに新たな資格がある場合 …… 資格取得日に削除

*健康保険法施行規則第50条9項「検認または更新を行った場合において、その検認または更新を受けない「被保険者証」は無効とする」

その他

- 被保険者の扶養を外す場合は、本調査と別に減員手続きが必要です。
- 「MY HEALTH WEB」をPCでご利用いただく場合、推奨ウェブブラウザは「Microsoft Edge最新版」「GoogleChrome最新版」「Safari最新版」です。
- 被扶養者資格に関して、大同健保ホームページ〈すまいるケンポ〉で詳細をご確認いただけます。

大同特殊鋼健康保険組合

〈すまいるケンポ〉 <https://www.daidokenpo.jp>

個人情報の取り扱いにつきましては当健保組合の「個人情報保護」をご参照ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」に対し適切な管理および監査を行います。

